

緊急事態宣言発出に伴い下記のとおりサービス変更いたします。

●貸出延長回数の制限を無くします。期間中は何度でも延長が可能です。

- ・期 間:緊急事態宣言の発出期間
- ・対象資料:貸出期限内で予約がかかっていない資料
- ・方 法:窓口、電話

令和3年8月27日

愛知県産業労働センターあいち労働総合支援フロア

産業労働情報コーナー

問い合わせ先

052-485-7153